

[研究ノート]

不正会計

～不適切な会計処理等, 3社の事例～

Fraudulent Accounting Treatment -3 Companies Case Study

原 晴 生

要 旨

5月中旬, 2015年3月期決算に関連して, 日本経済新聞(日経)が3つの決算短信の発表を延期するという報道がなされた。5月9日の株式会社 東芝(東芝), 5月13日の北越紀州製紙 株式会社(北越紀州製紙)と5月21日の株式会社 LIXILグループ(LIXIL)であった。いずれも「不適切な会計処理」が理由とされていた。これら3社以外にも東京証券取引所(東証)の適時開示情報などによると以下の企業の決算発表の延期が公表されていた。本稿では, 上記3社について, 6月3日までの情報からその経緯・類型をガバナンス・内部統制によって検討し, 問題点を指摘しようと考えている。

	公表日	企業名	理 由	表 題
1	4月24日	フタバ産業株式会社	持分法非適用関連会社決算数値の遅れ	平成27年3月期決算発表の延期に関するお知らせ
2	5月1日	株式会社 LIXILグループ	連結子会社の特別監査を実施中により	平成27年3月期決算発表の延期に関するお知らせ
3	5月8日	株式会社 東芝	不適切な会計処理などの調査のため	第三者委員会設置のお知らせ
4	5月11日	国際チャート株式会社	親会社東芝が延期するため	平成27年3月期決算発表の延期に関するお知らせ
5	5月11日	東芝テック株式会社	親会社東芝が延期するため	平成27年3月期決算発表の延期に関するお知らせ
6	5月12日	西芝電機株式会社	親会社東芝が延期するため	平成27年3月期決算発表の延期に関するお知らせ
7	5月12日	北越紀州製紙株式会社	子会社の会計処理の懸念	平成27年3月期決算短信(連結)の発表の延期に関するお知らせ
8	5月13日	株式会社ニューフレアテクノロジー	親会社東芝が延期するため	平成27年3月期決算発表の延期に関するお知らせ
9	5月13日	東芝プラントシステム株式会社	親会社東芝が延期するため	平成27年3月期決算発表の延期に関するお知らせ
10	5月14日	地盤ネットホールディングス株式会社	売掛金残高の確認作業中	平成27年3月期決算短信(連結)の発表の延期に関するお知らせ
11	5月15日	新日本建設株式会社	不動産の鑑定について時間を要するため	平成27年3月期決算発表予定日の延期に関するお知らせ
12	5月20日	株式会社 SJI	海外子会社の最終確定決算数値の遅れ	平成27年3月期通期連結決算短信の開示延期に関するお知らせ
13	5月21日	株式会社 ジパング	海外子会社の連結決算数値の確定の遅れ	「平成27年3月期決算短信」の開示時期に関するお知らせ

東芝は「延期のお知らせ」としてではなく「第三者委員会設置のお知らせ」で決算発表が6月以降になる見込みとしている。また東芝の子会社である5社も延期している。

適時開示情報(Timely Disclosure Information)

決算短信は, 東証の上場規程により義務付けられ, 決算期後遅くとも45日以内に内容のとりまとめを行い, その開示を行うことが適当であり, 30日以内の開示が望ましいとされている。また50日を超える

場合は、その理由などを開示しなければならないとされている¹。

これら3つの事案はそれぞれ違い、概略を以下に示す。

東芝の事例

東芝は2015年5月8日(金)にIR情報(適時開示情報)の一環として次の3つのニュース(お知らせ)を公表した。「剰余金の配当(期末)に関するお知らせ」、「業績予想の修正に関するお知らせ」、「第三者委員会設置のお知らせ」。また5月13日(水)には「現時点で判明している過年度修正額見込み及び第三者委員会設置に関する補足説明」を公表し、決算短信の発表を延期した。およそ1か月前の4月3日(金)には「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」を公表していた²。3日発表のお知らせは、「証券取引等監視委員会に届いた内部通報がきっかけで発覚した不適切会計³」であったようである。

13日付の「お知らせ」によると次の3つからなり、

1. 現時点で判明している過年度修正額見込み

電力システム社、社会インフラシステム社、コミュニティ・ソリューション社の3つの社内カンパニーである3社による不適正な会計処理がなされたことが判明した。4月3日に設置した特別調査委員会のこれまでの調査に基づく内容から、工事原価総額の過小見積りとそれに伴う工事損失(引当金)計上時期に関する過年度の要修正額は、現時点で、2011年度から2013年度まで3年間累計の営業損益ベースで▲500億円強を見込んでいる。

2. 第三者委員会設置の経緯及び理由

特別調査委員会の調査の過程において、工事進行基準案件以外でも更なる調査が必要な事項が判明し、その具体的内容は、損失引き当て計上の時期及び金額の妥当性、経費計上時期の妥当性、在庫の評価の妥当性等であり、上記3カンパニー以外の社内カンパニー及び連結対象子会社を含め、全社的、網羅的に調査する必要がある。具体的調査対象範囲は、今後設置される第三者委員会で決定されることになる。修正の必要性や修正額の規模は不明である。

4月3日付の特別調査委員会の設置は、案件に鑑みて、専門性及び客観性を担保しつつ可

及的速やかに調査を行うために、事業内容や組織体制を熟知した社内委員が外部専門家と協力しながら調査を行うことが最適であると判断し、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(「ガイドライン」)に基づく形態を採用せず、特別調査委員会の体制とした。したがって、今後設置される第三者委員会は「ガイドライン」に基づくものとなる。

3. 今後の予定

第三者委員会の委員の選定、調査のスケジュール、金額の影響等については速やかに公表する。

工事契約については、請負金額(工事収益総額)を工事期間にわたって各期に収益計上をする「工事進行基準」という独特な会計処理が認められており、現行の会計基準では、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には「工事進行基準」を適用し、要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。成果の確実性が認められるためには、信頼性をもって工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度を見積ることができなければならない。以前の会計基準では長期請負工事について「工事進行基準」と工事収益を実現主義に基づき工事完成時に売上計上する「工事完成基準」の選択適用が認められていた。「工事進行基準」の会計処理は、原則として、見積工事原価総額を各期に投入した原価の割合(原価比例法)で収益を計上するものである⁴。工事進行基準は、工事収益総額と見積工事原価総額の差としての最終損益が利益であるならば、各期に適正に収益と工事原価が配分されていれば問題はないが、損失が見込まれる場合は、その時点で計上時期と工事損失を引当金の設定などにより認識しなければならない⁵。「工事完成基準」を採用している場合であっても、やはり損失が見込まれるときは保守主義の原則により損失を計上しなければならないものと考えられる。

東芝と言えば創業140年を経た日本を代表する名門企業であり、2014年3月期決算で売上高6兆5千

¹ 東証 決算短信・四半期決算短信作成要領 2015年3月版

² いずれも東芝 Web ページより

³ 日経 2015年5月23日(土)朝刊 「東芝、不適切会計根深くほぼ全事業に疑念拡大」

⁴ 企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」(平成19年公表)

⁵ 同上

表1 事業の種類別セグメントの業績

東芝			2014年3月期 連結有価証券報告書より作成		日立	
セグメント	売上高	営業損益	セグメント	売上高		
電力・社会インフラ部門	18,122	323	情報・通信システム	19,549		
コミュニティ・ソリューション部門	13,574	519	電力システム	7,774		
ヘルスケア部門	4,108	286	社会・産業システム	14,467		
電子デバイス部門	16,934	2,385	電子装置・電子システム	11,168		
ライフスタイル部門	13,138	△510	建設機械	7,673		
その他部門	5,040	△87	高機能材料	13,633		
セグメント間消去	△5,891	△8	オートモーティブシステム	8,921		
合計	65,025	2,908	コンポーネント・デバイス	—		
			生活・エコシステム	8,909		
			その他(物流・サービス他)	12,336		
			金融サービス	3,385		
			売上高 小計	107,815		
			全社及び消去	△11,653		
			合計	96,162		

注) 単位：億円

億円、純利益500億(包括利益は2,287億)(有価証券報告書、米国基準)であり、同業他社である株式会社日立製作所(日立)の売上高9兆6千億円、純利益2,650億円(包括利益7,690億円)(有価証券報告書、米国基準)に次ぐ企業である。今回の不祥事による損失については、企業の存続そのものを危うくするものとは思われないが、単純には過去3年分の損失が前期の純利益を帳消しにする規模であり、今後その規模も拡大することになるかもしれない。この一連の騒動について、株価も不透明性が残るとして下げている。今期の配当についても中間配当は既に行われたが、期末配当は今後の調査が決定するまで無配とした⁶。詳細については第三者委員会の報告書を待つしかない。

いわゆるリーマン・ショック直後の事業会社の決算は軒並み赤字決算となり経営環境は厳しい時期であった。東芝は、6兆6千540億円の売上に対し、前年度より約1兆円の売上減となり、純損失3千430億円を計上した(前年度1千270億円の純利益)⁷。日立においても同様に10兆円の売上高に対し、前年度より1兆2千億円の売上減となり、純損失7千870億円(前年度約580億円の損失)を計上した⁸。ただし、日立は2007年3月期より2010年3月期まで純損失を計上したが、「選択と集中」などにより、その後V字回復をした。これらの経緯につい

ては、日経、私の履歴書の執筆者(日立相談役で元社長であった川村隆氏)によって描かれている⁹。東芝は2009年3月期と翌年の2期連続して純損失を計上したが、その後利益に転じた。

東芝は、1962年2月8日に米国預託証券(ADR)発行の登録をしたが、1978年11月に預託契約が終了したため、現在は登録していない¹⁰。日立は、1963年6月7日に米国預託証券(ADR)の形で普通株式7千5百万を公募時価発行し、2012年7月26日に登録を廃止している¹¹。

また5月15日の「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」により、現時点で判明している500億円強の営業損失の内訳を公表し、電力システム社で4件、約60億円、社会インフラシステム社で4件、約300億円、コミュニティ・ソリューション社で1件、約140億円を見込んでいるとしている。「特別調査委員会の調査によれば、工事進行基準案件に係る不適切な会計処理の発生原因のひとつとして、当社において予算達成目標の位置づけが高く、また、新規性が高い案件に係る会計上の見積り判断については、財務報告に係る内部統制が必ずしも完全には機能していなかったことが挙げられています。」としている。さらに調査対象は連結子会社を含め、全社的、網羅的に調査する必要があると判断している。特別調査委員会は、第三者委員会設置後は引継を行った

⁶ 8日付「剰余金の配当(期末)に関するお知らせ」

⁷ 東芝 有価証券報告書2009年3月31日

⁸ 日立 有価証券報告書2009年3月31日

⁹ 日経 私の履歴書 2015年5月21日以降

¹⁰ SEC News Digest 1962年2月9日号、2014年3月期 有価証券報告書 注記1

¹¹ SEC News Digest 1963年6月10日号、2014年3月期 有価証券報告書 注記1

後に解散する。5月22日の「第三者委員会の調査対象に関するお知らせ」での調査対象は工事進行基準案件以外も含む会計処理は次の通りとしている。1. 工事進行基準に係る会計処理、2. 映像事業における経費計上に係る会計処理、3. ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、4. パソコン事業における部品取引等に係る会計処理。また特別調査委員会による調査対象期間は過去3年であったが、第三者委員会の対象期間は過去5年ともいわれているが詳細を検討中であるとしている。

今回の東芝の不祥事は、関与によっては会計不正に発展するものであり、第三者委員会の報告書を待たなければならないが、不正が企業のどのレベルで行われたのか（経営者不正・従業員不正）、またその動機は何なのかなどの解明が必要だと思われる。現時点での東芝の認識では、5月15日付のお知らせで述べているように「財務報告に係る内部統制」に問題があったことを挙げている。平成19(2007)年2月15日に企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」（内部統制基準、平成23年3月30日改訂）は、2006(平成18)年に改正された旧証券取引法から金融商品取引法で導入された「内部統制報告制度」に対応したものであり、「経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価しその結果を外部に向けて報告することが求められる¹²」としている（適用時期は平成20年4月1日以降開始する事業年度）。東芝の特別調査委員会の調査報告は、まさにこの「財務報告に係る内部統制」にあり、それが有効に機能していなかったこととしている。

北越紀州製紙の事例

北越紀州製紙は5月12日に「平成27年3月期決算短信（連結）の発表の延期に関するお知らせ」を公表し、5月14日の発表に向けて決算作業を進めていたが、連結子会社一社の会計処理に懸念を生じさせる事実が発覚したというものであった¹³。先の新聞報道によると子会社の従業員が会社の資金を着服した疑いが発覚し、社内調査委員会が詳細を調査し

ている。また「お知らせ」によると過年度の決算に関わるのであり、現時点では、当期業績予想（2016年3月期決算）に影響を与えるものではないとしている。

北越紀州製紙といえば、2011(平成23)年9月7日に発覚した大王製紙株式会社（大王製紙）の代表取締役会長が、連結子会社から長期間にわたって個人的用途のため多額の貸付を受けているとの事実が発覚した件で¹⁴、大王製紙の株式を取得し、大王製紙を持株法適用会社にしたことで知られる。製紙業界の再編問題などで大変な時期での北越紀州製紙の不祥事は、報道の通り従業員の着服とすれば、関与が現時点で不明な東芝と違いこれは「従業員不正」となる。調査結果も終了し、その報告書も公表されており、その結果過去の決算書も遡って訂正された。

5月28日「当社連結子会社における元従業員による不正行為に係る調査結果及び再発防止策について」を公表し（傍線筆者）、その不正行為の概要によると「当社の100%子会社である北越 트레이ディング株式会社（以下「HTC」といいます。）総務部長であった元従業員1名（以下「本件従業員」といいます。）が、平成12年4月以降、本件不正行為が発覚するまでの間、HTC名義で締結されていた銀行との当座借越契約を利用して、不正に小切手を振り出し、現金に換金することなどにより着服していました。また、着服金の穴を埋めるため、架空の商品在庫や前払費用を計上していたほか、借入金をオフバランスにするなどして、着服金の隠ぺいを図っていました。不正借入からオフバランスの当座預金残高を除いた着服金合計額は、2,476百万円であります。着服金は、主にギャンブル、株取引、遊興費に費消したものと考えられます。」と記している。また再発防止に向けた取り組みにおいて、「調査報告書において、本件不正行為に関し、統制環境、統制活動、情報と伝達等の内部統制上の問題点が指摘され、再発防止に向けた改善策についても提言を受けました。当社といたしましては、調査委員会の指摘・提言を真摯に受け止め、当社グループにおいて確立されている内部統制システムを補完し、関係子会社に対してコンプライアンスを含むガバナンスを「草の根」からさらに有効に運用するため、内部統制監査室を拡充した新組織「グループ統制管理室」を当社内に設置し、グループ統制管理室を中心として、以下の

¹² 内部統制基準 前文 二 基準の構成及び内容等 (2)財務報告に係る内部統制の評価及び報告

¹³ 同社 Web ページより

¹⁴ 大王製紙株式会社元会長への貸付金問題に関する特別調査委員会「調査報告書」平成23年10月27日

通り具体的な改善策を検討・実施してまいります(略)。詳細につきましては、添付の調査報告書をご参照願います。」として、ここでも内部統制が問題となっている。

調査報告書によると、上記「着服金の穴を埋めるため、架空の商品在庫や前払費用を計上」については、不正行為の開始当初である平成13(2001)年3月期から9年間は、不正に振り出した小切手による流用資金について、棚卸資産や前払費用勘定に当該資金相当額を計上し、勘定を偽造していた。「借入金をオフバランスにするなど」については、平成17年3月期からHTCの会計帳簿及び親会社提出用、株主総会用および税務申告用の財務諸表においては、銀行からの借入金のうち個人で流用した金額について記載せず、借入金を過少に計上した。その一方で、銀行へ提出する財務諸表については、当該銀行からの借入金の残高を正しく記載し、会社帳簿よりも負債が増加した部分については架空の棚卸資産を追加計上して辻褃を合わせていたものを別途に作成し、銀行に提出していた。これらの不正隠蔽用の各種財務諸表や決算帳票は、PCの表計算ソフト(エクセル)で作成されている。平成12年4月から27年4月までの間の不正借入の合計は2,750百万円であったが、自らのミスによって会社に還流させたいので「2,476百万円」が実害であった。

不正を働いた元総務部長は、平成11年に北越紀州製紙から総務部課長としてHTCに出向していたが、平成18年に総務部副部長、翌年には総務部長に昇格した。部署には中途採用の課長および担当女性の3人で、上位役員の入替わりが続く中、各種の承認権限とともに大きな権威を持つようになった。上司である歴代の社長は親会社の役職の兼務者(非常勤者)であることが多く不在であることが多かった。組織規程上は社長の下に各部が並列に位置付けられていたが、これに関わらず社長に次ぐ立場で振る舞い、時には社長に相談することなく独断で決定していたとの証言もあったという。銀行届出印を管理する副社長も特に事業内容については詳細な理解を持っていなかったこともあり、口頭だけの説明で小切手の振出の押印を受けることができた。結果的に経理・財務業務の実質的な権限が集中していたため内部牽制が有効に機能しなかった。銀行残高証明書の偽造、商品受払表等の補助簿の改竄、不正な仕訳伝票の入力、偽造決算書の銀行提出などにより税務調査や親会社の内部監査および会計監査人の往

査、さらには銀行の紳士を巧みにくぐり抜けてきたことによる。不正発見のきっかけは、元総務部長が休暇中に銀行からHTCに対し、当座借越契約の更新依頼の電話を在籍中の課長が受けたことによる。平成25年に2銀行の取引を解約していたにもかかわらず、その連絡を受け不審に思ったことである。当然当座借越契約が存在することがあり得ないからであり、本人がHTC名義で架空に口座を開設し利用していた。調査結果の結果、過年度決算を訂正すると同時に2,476百万円は本人に対する未収入金勘定で処理し、同額の貸倒引当金を計上した。

なお、予定通り定時株主総会を開催する予定。

LIXILの事例

LIXILは5月1日に「平成27年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」公表し、7日に「平成27年3月期事業概況の発表のお知らせ」を発表した。更に21日には、「海外子会社における破産手続開始申立の検討に関するお知らせ」を公表した¹⁵。

13日付のお知らせによると次の4つであり、前段で概略が説明されている。

LIXILの子会社であるJoyou AG(本社:ドイツ、フランクフルト証券取引所上場、以下Joyou)は、ドイツ時間の20日に、現地法令に基づく損失の発生のお知らせ及び第1四半期の公表延期の決定を公表した。また当該公表において、Joyou「執行役員は、現在実施中の調査に基づき、執行役が破産手続開始の申請義務を負うかについて現在検討しています。」と述べている。

1. 公表の内容

20日(ドイツ時間)にJoyouが公表した内容(日本語訳)は以下の通り。

「ハンブルグ(2015年5月20日)―Joyouの執行役員会(management board)は、Joyouの子会社において現在実施中の調査に基づき、適切な判断を下した結果、登録株式資本の半分の消失が生じたと想定される旨を通知します。当該損失は、Hong Kong Zhongyu Sanitary Technology Ltd.(注:Joyouの子会社)の株式につき見込まれる特別評価減に主な原因があります。上記の理由により、Joyouの執行役員会は、臨時株主総会を遅滞なく招集し、ドイツ株式会社法92条(1)に基づき、登録株式資本の半分が失われたことを株主総会に報告する予定です。

¹⁵ 同社 Web ページより

また、Joyou は、当初 5 月 22 日に公表が予定されていた、2015 年度第 1 四半期の財務報告の公表を延期することを公表しました。

執行役会は、現在実施中の調査の状況に基づき、執行役会が破産手続開始の申立義務を負うかについて現在検討しています。」

LIXIL は、現時点で入手できる情報に基づき、直ちに公表を行うことが透明性と適時開示の趣旨にかなうものと考え、破産手続き申し立てた場合、LIXIL の財務諸表に与える影響について判明次第、公表するとした。

2. 経緯

Joyou の監査役会 (supervisory board) は 4 月 27 日に Joyou の財政状態について特別監査を行うことを公表した。その後、Joyou は、5 月 3 日に、Joyou の子会社において実施中の特別監査により、売上、負債及び利用可能な現金の額が、2014 年度の Joyou の財務報告にて報告された各金額から、大きく乖離しているとの暫定的な結果が示され、純資産、財政状態及び利益の状況が過度に良く見せられた可能性があるとして、現在、乖離の程度については分析技術を有する会計専門家と法律顧問が調査中である。

LIXIL は、決算に与える影響を確認するため平成 27 年 3 月期決算の公表を Joyou と協力しつつ事実の調査と適切な改善措置を特定し構築するため、外部弁護士及び分析技術を有する会計専門家による助力を受けつつ、広範な調査を継続していく。また、Joyou の決定に関して、決算への影響を精査するとしている。定時株主総会は、予定通り 6 月下旬に開催する予定としている。

3. Joyou の概要 (お知らせより)

- (1) 名 称 Joyou AG
- (2) 所 在 地
Gasstr. 18, Haus 6A, 22761 Hamburg, Germany
- (3) 代表者の役職・氏名
Gerald Mulvin (暫定 CEO)
- (4) 事業内容 衛生陶器等の製造・販売
- (5) 資 本 金 23,967 千ユーロ
- (6) 設 立 年 1988 年
- (7) 大株主及び持株比率
Joyou GROHE Holdings AG 65.1%
GROHE Group S.à r.l. 7.2%
- (8) 当社と当該会社との関係

当社が、72.3%の Joyou 持分を間接的に保有しております。

また、当社の連結子会社である株式会社 LIXIL の取締役 1 名は Joyou の監査役会 (supervisory board) のメンバーです。なお、当社の子会社と Joyou の子会社との間に、販売及び調達に関する取引関係があります。

注：Joyou の最近の経営成績及び財政状態については現在調査中のため記載しておりません。

(5 月 22 日の為替レート 134 円とすれば、資本金は約 32 億円)

図に表せば図 1 のようになると思われるが、Grohe Group と Joyou GROHE Holdings AG との関係は不明。

4. 損失の発生の見込み及び当社決算への影響について

LIXIL の Joyou 持分は 31.62%で持分法により会計処理をしている (5 月 7 日お知らせより)。

Joyou が破産手続開始を申し立てた場合、平成 26 年 3 月期及び平成 27 年 3 月期の連結財務諸表に影響する可能性があり、LIXIL と GROHE Group S.à r.l. の各監査人と協力し、今後、その影響を精査する。LIXIL の Joyou 分ののれん等の持分は約 100 億円、投資有価証券として認識した株式価値 250 億円につき損失が発生する可能性がある。また、Joyou の子会社の債務に関し、債務保証を行っており、その保証額は最大約 160 億円の損失が発生する可能性がある。各損失が生じた場合、持分法による投資損失として計上することが予想される。また、今期計上した投資利益は 9 億円について訂正される見込みである。

なお、それ以外にも調査に伴う費用なども追加に発生し、連結財務諸表に影響を与える。LIXIL 子会社と Joyou 子会社 (先の Hong Kong 子会社) との間には、販売及び調達に関する取引関係がある。

6 月 3 日の「海外子会社の破産手続開始申立に伴う損失の見込額及び業績予想の修正に関するお知らせ」によると損失は表 2 の通りである。

なお、予定通り定時株主総会を 6 月 20 日に開催予定。

LIXIL の GROHE 社の買収額は、2014 年 1 月の当初約 3,816 億円であり、2015 年 4 月 1 日の追加出資は約 266 億円で計 4,082 億円であった¹⁶。1 年余りで約 661 億円の損失を計上する事態は、買収の際

¹⁶ 同社 Web サイト ニュースリリース 2013 年 9 月 26 日、2015 年 4 月 2 日

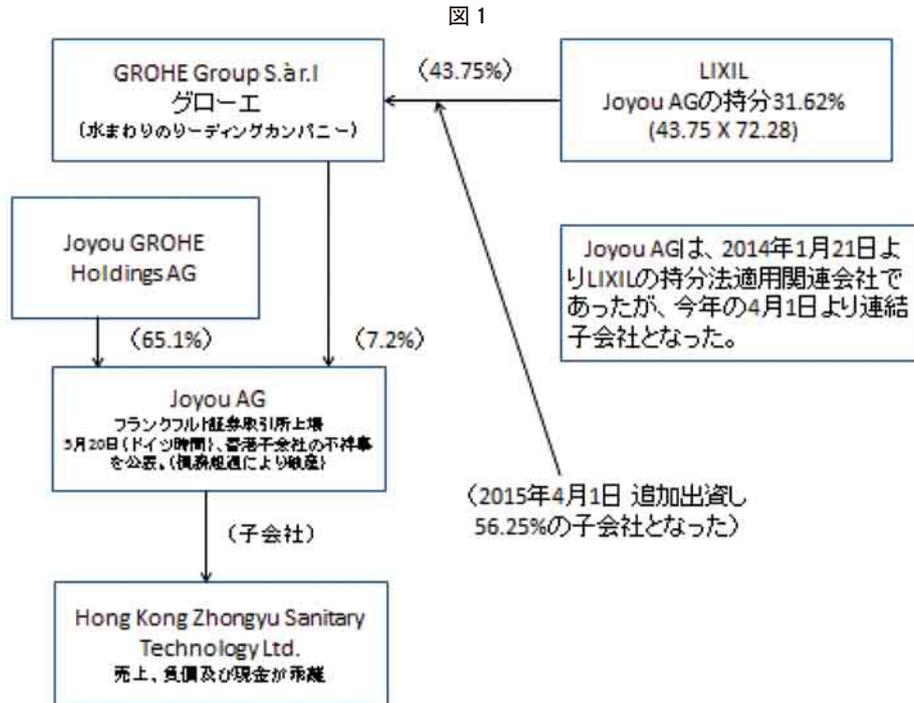


表2

内容	計上時期 (平成)	段階損益	計上額 (百万円)
①当初株式取得時における Joyou 分の株式毀損価値	26年3月期	特別損失	23,804
②Joyou の利益に対する持分法投資利益取消	27年3月期	営業外費用	299
③Joyou の実態調査等に係る費用等	27年3月期	特別損失	1,200
④追加株式取得における Joyou 分の株式価値毀損	27年3月期	特別損失	7,869
27年3月期合計			9,368
⑤債務保証 (税引後利益に与える影響▲220億円)	28年3月期	特別損失	33,000
合計			66,172

①、②及び④は実績値、③及び④は5月21日、22日公表には含まれていなかった損失
⑤は今後発生する損失の見込額

の企業価値評価はどうであったのかも含め調査結果が待たれる。

以上、お知らせなどによる LIXIL の決算に影響を与える概要である。

むすびにかえて

上記、3案件は一言でいえば、いずれも企業のガバナンスや内部統制に問題があったと考えられる。2006年の証券取引法(現金融商品取引法)改正により導入された監査人による「内部統制監査」が実施されているにも関わらず起きた事案である。ここでは、東芝に関し現時点で判明している新聞記事など

も含め問題を指摘する。

内部統制は経営者が整備し、適正に運用し、その評価を行うことが定められており、それをもとに監査人が内部統制の監査を行うことになった。これは2001年に経営破綻した米国エンロンやワールドコムなどをもとに2002年に成立したSOX法により内部統制を監査することによったものである。内部統制の目的は、1992年に公表されたCOSO報告書「内部統制—統合的枠組み」で「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令の遵守」の3つの目的とした¹⁷。日本においても2006年の金融商品取引法改正で、内部統制監査が義務付けられたが、ア

¹⁷ 1992「Internal Control—Integrated Framework」,「Effectiveness and efficiency of operation」,「Reliability of financial reporting」,「Compliance with applicable laws and regulations」,2013年5月改訂版では、「Operations」,「Reporting」,「Compliance」とした。

アメリカのダイレクト・リポーティングに対し、日本では採用されなかった。また平成14年改訂で、日本の監査基準でも COSO 報告書を取り入れ、「企業の財務報告の信頼性」、「事業経営の有効性と効率性」、「事業経営に関わる法規の遵守」と順番は違うものの同様とした。また、平成19年に公表された「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」（平成23年改訂）では、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」の COSO 報告書に「資産の保全」を入れ4つの目的とした。また、監査は平成3年に導入された「リスク・アプローチ」が導入されたが従前の監査が行われていたため、平成14年改訂でそれが徹底されることになった。更に平成17年改訂で「ビジネス・リスク・アプローチ」が導入された。平成14年は監査基準の大きな改訂であり、それまで監査人は消極的であった「従業員・経営者による不正発見の姿勢」、「継続企業の前提への検討」を積極的に対応することになり、監査の失敗を起こさないように「監査リスク」が認識された。しかし、監査人による今回の東芝のケースでは、500億円強の損失に対するリスク評価はどうであったのか、内部統制監査はダイレクト・リポーティングが採用されなかったことが妥当だったのかは、今後の議論となるのではないかと。

東芝は、「事業等のリスク」において「工事進行基準」の見積工事原価が変動することを認識しており¹⁸、そのために社内に内部統制システムを構築し、チェックを各レベルで行うとされていたが¹⁹、その検証をその都度なされていたかについては疑義がある。

社長の記者会見によれば、「私どもとしては必ずしも内部統制機能が果たせていなかったのではないかと考えている。」²⁰。「不適切会計の背景について予算達成目標が高く、内部統制が十分に機能しなかった可能性がある」^{21&22}。「問題の原因については、財務

報告に係る内部統制が必ずしも完全には機能していなかった」²³。今回の問題について、「会計処理の妥当性を検証する機能が十分ではなかった」と反省点を挙げた²⁴。不適切な会計処理の関与について、「それから、9件については、本社なのか、カンパニー、事業部サイドなのか、第三者委員会で調査、精査の上、報告をまとめて頂くように考えている」²⁵、つまり現場だけの判断か本社も関与しているのか。会計の不祥事に詳しい会計士は「事業部門の力が強く本社の管理が行き届かなかったのかもしれない」と指摘する²⁶。「実際にインフラ関連では工事原価の見直しは現場の裁量に任せていたという。」²⁷

更に、現時点で不適切な会計が判明したのは社内カンパニーだけの問題とはいえないのではないかと。社内カンパニーだけでは処理できない部分は、グループ会社などに工事原価の過小見積りやその支払いを延期させていたことも考えられる。現に、東芝インフラなどグループ会社の決算短信の発表を延期している。とすれば、「不正対応の基準」²⁸による不正の動機やプレッシャーなども問題となるだろうし、監査人による「内部統制監査」²⁹にも影響を与えることになるだろう。内部統制に問題があったとした場合、社内で情報の共有ができていたのか、また「事業等のリスク」で示された「工事進行基準」の会計処理が担当部署で十分に理解されていたのかにも疑問が残る。

今後については、調査結果報告書などを注視すると同時に3社以外をも含め調査する予定である。

なお、本稿は、2013年度札幌学院大学在外・国内研究員としての支援「会計教育」と「不正会計」の一環で作成したものである。

(はら はるお 監査論専攻)

¹⁸ 参考資料1

¹⁹ 参考資料2

²⁰ 産経新聞 Web 刊 2015年5月15日「東芝の不適切会計問題」

²¹ 日本経済新聞 2015年5月16日「不適切会計9件確認 東芝、第三者委さらに調査」

²² 日本経済新聞 社説 2015年5月18日「東芝は会計問題で説明を尽くせ」

²³ SankeiBiz 2015年5月16日 東芝社長が陳謝「内部統制が機能しなかった」不適切会計問題で会見

²⁴ 毎日新聞 Web 刊 2015年5月16日 東芝：問われる経営責任 調査対象、全社に不適切会計

²⁵ 産経新聞 Web 刊 2015年5月15日「東芝の不適切会計問題」

²⁶ 日本経済新聞 2015年5月23日 端緒のインフラと共通点 テレビ・半導体、低い採算性

²⁷ 同上

²⁸ 「監査における不正リスク対応基準」企業会計審議会 平成25年公表、実施時期 平成26年3月期より

²⁹ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」企業会計審議会 平成19年公表、23年改訂、実施時期 平成20年4月1日以降開始する事業年度より

参考資料1

東芝の有価証券報告書の事業等のリスクによれば³⁰、(傍線筆者)

4 [事業等のリスク]

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に係るもの

1) 電力・社会インフラ部門の事業環境

「電力・社会インフラ部門は、政府、地方公共団体向け等の公共投資、民間設備投資に係る売上が当部門の売上の相当部分を占めています。当部門はこれらの投資動向を見据えて事業を遂行し、新規事業、新規顧客の開拓にも務めています。公共投資の減少、遅れや景気後退に伴う民間設備投資の低迷、為替変動が当部門の事業に影響を与える可能性があります。

また、当部門は、世界各国、各地域で大規模案件の推進及び受注を行っていますが、案件の仕様その他の条件の受注後の変更、工程遅延、材料価格の高騰、政策の変更その他による計画の変更・凍結・中止や災害発生等が事業遂行に大きな影響を与えることがあります。特に、収益計上が工事進行基準によっている案件では、当初の見積りに過不足があった場合、案件の収益が当初の想定より悪化した場合、案件が何らかの事情により遅延又は中止となった場合等には、当該案件に関して計上した収益を遡って見直して損失として計上する可能性があります。過去においては実際に損失を計上した案件があります。また、条件の変更や工程遅延が生じた場合に追加で発生したコストについて発注元その他に転嫁できず回収不能となる可能性やその負担を巡り係争が生じる可能性があります。実際に訴訟において請求している案件もあります。受注を目的として当該案件を推進する事業者に出資を行う案件については、案件の動向次第によっては出資の減損、資金負担の増加や投資回収の遅れ等が生じる可能性があります。これらに対応するため、市場、案件の動向把握に努める他、投資判断、受注前及び受注後それぞれの段階でリスク管理を徹底するとともに、発注者との間で前払金や出来高払いの合意、仕様変更、工程遅延等の場合の費用填補の合意等を可能な限り行うことにより適切なリスク回避を図っています。現在進行中の案件についても資金拠出者の方針変更等により継続がこんなとなる可能性があります。現時点においては継続中の案件の資金拠出者の獲得に努めています。」

参考資料2 内部統制システム³¹

当社では、すべての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を制定しています。当社は、国内外のすべてのグループ会社に対し、東芝グループ行動基準を採択するよう求めています。当社は、生命・安全、コンプライアンスをすべての事業活動において最優先にしており、その徹底の観点から、同基準の従業員教育を実施しています。

また、内部統制報告書制度に基づき、当社及び国内外の関係グループ会社で対応体制を整備し、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。当社は、今後も財務報告に係る内部統制システムを適切に運用していきます。

内部統制に係る体制

株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。
2. 取締役会は、経営監査部長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
3. 監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、経営監査部長から経営監査結果の報告を受ける。
4. 監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行

³⁰ 2014年3月期有価証券報告書(米国基準) p.25より

³¹ 引用元：株式会社東芝 投資家情報ホームページより

役から直ちに報告を受ける。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
2. 執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。
2. 執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、ビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した中期経営計画、年度予算を承認する。
2. 取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、従業員の権限、責任を明確化する。
3. 執行役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
4. 執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」、「カンパニー権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
5. 執行役は、月次報告会、業績評価委員会等により、年度予算の達成フォロー、適正な業績評価を行う。
6. 執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
2. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
3. 担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、子会社に対し、「東芝グループ行動基準」を採択、実施するよう要請する。
2. 当社は、子会社に対し、その事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」に基づき当社に通知するよう要請する。
3. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進するよう要請する。
4. 当社は、子会社に対し、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査体制を構築するよう要請する。
5. 当社は、必要に応じ子会社の経営監査を実施する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

1. 監査委員会の職務を補助するため5名程度で構成される監査委員会室を設置し、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(8) 前号の取締役、使用人の執行役からの独立性に関する事項

1. 監査委員会室の所属従業員の人事について、監査委員会と事前協議を行う。

(9) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

1. 執行役、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査委員会に対して都度報告を行う。
2. 執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

(10) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
2. 執行役、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。
3. 経営監査部長は、期初に経営監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、経営監査結果を監査委員会に都度報告する。
4. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
5. 担当執行役は、中間・期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。
6. 執行役社長は、経営監査部長の他の執行役、部門からの独立性確保に留意し、経営監査部長の人事について、監査委員会に事前連絡、説明を行う。

なお、当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、2006年6月に取締役会決議により「東芝グループ行動基準」を改定し反社会的勢力による事業活動関与の拒絶を明記するとともに、これに基づき管理体制を以下のとおり構築し、健全な会社経営の確立を図っています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

1. 統制環境の整備

当社は、1997年に発生した総会屋への利益供与事件（いわゆる「海の家事件」）を契機として、総会屋をはじめとする反社会的勢力との絶縁について当社取締役会（1997年11月）で決議するとともに、当社社長名で当時関係のあった反社会的勢力と目される者約700社に絶縁状を送付いたしました。また、反社会的勢力対応の専門部署として当社リスクマネジメント部内に渉外監理室を設置し、適法かつ適正な企業活動を妨げる社外からの接触への対応を支援しています。

また、当社は反社会的勢力との関係の遮断をより一層確実なものにすることを目的として、2006年6月以降、「東芝グループ行動基準」を改定し反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、当社の標準契約書に同様の条項を追加する等種々の施策を実施いたしました。

2. リスク評価の徹底

当社は、「東芝グループ行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、当社における反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしています。

当社では、全従業員に「東芝グループ行動基準」の冊子を配布し、遵守する旨の誓約書を取得するとともに、教育を全従業員に継続して実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を全社に徹底させています。

3. 統制活動の推進

当社では、反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、渉外監理室を中心に全従業員への教育を実施するとともに、反社会的勢力への対応要領を整備する等、全従業員への啓発活動を推進しています。

また、「東芝グループ行動基準」違反者に対する懲戒処分を規定し、同基準の遵守の徹底を図っています。

4. 情報伝達の明確化

当社は、社内規程を制定し、社内体制及び反社会的勢力への対応方針を明確化するとともに、担当部署である渉外監理室が関係情報の収集・伝達を行い、社内での周知徹底を図っています。また、警察、顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め情報伝達を円滑にすることにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しています。

5. 監視活動

当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を管理する責任者としてCRO（Chief Risk - Compliance Management Officer）を設置するとともに、モニタリングを担当する独立した組織として、経営監査部、渉外監理室を設けています。

6. 外部との緊密な関係構築

当社は、警察及び顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め、必要となる情報を交換する等、関係の緊密化を図っています。

リスク管理・内部監査

リスク管理について

当社では法令、社会規範、倫理、社内規程などの遵守をグローバルに徹底し、公正・誠実な競争による事業活動を推進、さらに生活者の視点と立場を重視したお客様の安全・安心を図っています。

その実践に向け、東芝グループ経営理念の守るべき具体的内容を定めた「東芝グループ行動基準」の徹底がコンプライアンスの基本と認識し、すべての子会社などで採択、グループ・グローバルで浸透を図っています。

さらに毎年、事業環境に応じてコンプライアンス重点テーマを設定、推進し、各社内カンパニーや国内外グループ会社を含め自主点検(PDCA：Plan-Do-Check-Action)サイクルを繰り返し実行することによって、さらなる徹底に努めています。

重大なリスク案件へは、CRO*を中心とし各部門で連携を図ったリスク・コンプライアンス委員会で、多様化するリスクへの予防、対策、再発防止をきめ細かく行い、リスク管理システムの強化を図っています。

また、各社内カンパニーや国内外グループ会社でもこれに準じた体制を整備しています。

※Chief Risk Compliance Management Officer

内部監査及び監査委員会監査の状況について

内部監査部門として、社長直属の経営監査部(人員：44名)を設置し、業務執行の正当性、結果責任および遵法の視点から、社内カンパニー、スタッフ部門、当社グループ会社などの監査を行っています。

内部監査部門である経営監査部は、その年度監査方針および監査計画の策定に当たっては監査委員会と事前に協議するとともに、毎月2回開催する監査委員会との連絡会議を通じて、被監査部門についての監査前協議や監査情報の共有を行うこととしています。

これらを前提として、監査委員会は、当社およびグループ会社の内部統制システムの整備、機能状況の詳細な調査などを原則として経営監査部による実地調査に委ねています。

経営監査部の監査結果については、監査委員会は都度報告を受けますが、当該報告などにより必要と判断した場合は、監査委員会自ら実地調査を行うこととしています。

また、監査委員会は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受けるとともに、期中の監査の状況、期末監査の結果などについて随時説明、報告を求めています。